

令和8年2月5日  
国立大学法人一橋大学

## 国立大学法人一橋大学の会計監査人候補者の選定について（募集公告）

国立大学法人は、国立大学法人法の定めにより、会計監査人による監査を受けることとされています。

この会計監査人については、国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第40条により、文部科学大臣が選任することとされていますが、選任にあたっては、各国立大学法人が会計監査人候補者を選定し、文部科学大臣へ会計監査人候補者の名簿を提出することとされています。

については、令和8年度の本学の会計監査人に就任を希望される監査法人又は公認会計士から企画提案書を募集しますので、応募される方は、下記により関係書類の提出をお願いいたします。

### 記

#### 1 提出書類の提出期限

令和8年2月27日（金）【郵送又は持参、16時必着】

提出書類の受領後の差替え及び返却には、一切応じません。

提出書類の作成費用は、選考結果に拘わらず提案者の負担とします。

#### 2 提出書類及び部数

(1) 提案書 紙媒体（A4判）6部 電子媒体（PDF形式）1部

(2) 監査報酬見積書（令和8年度～令和10年度分）各年度1部

※上記（1）及び（2）の作成にあたっては、別紙「提案書の記載事項について」をご参照ください。

(3) 貴法人等の概要が記載されたパンフレット等 6部

(4) 会社法第337条第3項における欠格事由がないこと及び公認会計士法第24条他による特別の利害関係がないことを証した書面 1部

#### 3 提出先及び問い合わせ先

〒186-8601 東京都国立市中2-1

国立大学法人一橋大学監査室（担当：小林）

Tel 042-580-8924 e-mail : aud-ka.g@ad.hit-u.ac.jp

#### 4 その他

(1) 会計監査人の資格について

① 準用通則法第41条に定める資格を有する監査法人又は公認会計士であること。

② 会社法第337条第3項における欠格事由のないこと。

③ 公認会計士法第24条、第24条の2、第24条の4、第34条の11及び第34条の11の2並びに公認会計士法施行令第7条及び第15条における特別の利害関係等のないこと。

なお、公認会計士法施行令第7条第1項第9号及び同第15条第4号の使用人には、非常勤講師も含まれるため、会計監査人たる公認会計士又は監査法人の社員は、本学の非常勤

講師となることができない点に留意すること。

- ④ 国立大学法人一橋大学契約事務取扱細則第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

#### (2) 会計監査人候補者の選定対象期間及び契約期間について

今回の選定は、令和8年度から令和10年度までの3年間の会計監査人候補者の選定いたします。ただし、毎年度文部科学大臣の選任を受ける必要がありますので、契約は単年度契約となります。

令和9年度及び令和10年度については、会計監査人候補者から監査業務実績報告及び次年度の監査計画書をご提出いただき、その内容を本学において評価・検証した上で、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることとなります。

なお、今回選定した監査法人等が会計監査人に選任された後、公認会計士法に基づく行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化、契約の履行状況等により適切に監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定の見直しを行いますのでご留意願います。

#### (3) 予算規模

11,000千円（税抜）程度／年度

#### (4) 選定方法等について

本学の会計監査人候補者選定委員会において、①書類審査及び②プレゼンテーション形式による企画審査を実施します。各審査の実施方法は次のとおりです。

##### ① 書類審査について

本学の会計監査人候補者選定委員会にて策定した「会計監査人候補者選定基準」に基づき、ご提出いただいた提案書及び見積書の内容について審査を実施します。

書類審査の結果をもとに、②のプレゼンテーション形式による企画審査にご参加いただく応募者（以下、「プレゼンテーション参加者」という。）を決定します。書類審査の結果は、令和8年3月2日（月）頃、お知らせいたします。

##### ② プrezentation形式による企画審査について

令和8年3月5日（木）午後に実施予定です。プレゼンテーション実施の詳細は、プレゼンテーション参加者に対し、後日担当者からご連絡いたします。①の書類審査及び②のプレゼンテーションによる企画審査の結果を総合的に勘案し、候補者を選定します。

#### (5) 守秘義務事項の指定について

応募者から提出された提案書については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく公開を要する法人文書の対象となります。つきましては守秘することを要望される事項がある場合は、提案書の提出時に当該事項をご指定ください。

#### (6) 本学の概要等について

本学の概要是、Webサイト掲載しておりますので、ご参照ください。

本学Webサイト：<https://www.hit-u.ac.jp/>

大学組織の概要：<https://www.hit-u.ac.jp/guide/organization/index.html>

財務諸表等 : <https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/zaimu.html>

(7) 今後のスケジュールについて

- ①提案書等の提出期限 : 令和8年2月27日（金）16:00まで（必着）
- ②書類審査結果通知 : 令和8年3月2日（月）頃
- ③プレゼンテーション実施 : 令和8年3月5日（木）午後予定
- ④選定結果の通知 : 令和8年4月上旬（予定）
- ⑤会計監査人の選任（文部科学大臣通知） : 令和8年5月末頃
- ⑥契約締結 : 文部科学大臣通知による選任の後

以上

## 提案書の記載事項について

### 【1】提案書の記載事項

※ 提案書は令和8年1月1日時点で作成してください。これにより難い場合は、作成した基準日を明記願います。

#### (1) 監査法人等の概要

- 1-1 名称、代表者氏名、所在地、出資金（資本金）
- 1-2 令和6年度業務収入（営業利益）
- 1-3 令和6年度経常利益（当期利益）
- 1-4 人員数（代表社員数、公認会計士数、会計士補数、国立大学法人監査従事者数、その他）
- 1-5 今回の監査を主として担当する事務所の人員数及び特徴
- 1-6 関与（監査）会社数（令和6年度）
  - ①企業（東証一部上場企業、左記以外の企業）

#### (2) 国立大学法人等における監査業務実績（令和7年度）

- 2-1 国立大学法人（法人名及び法人数）
- 2-2 独立行政法人（法人名及び法人数）
- 2-3 私立大学（総数）

#### (3) 会計監査人業務の提案

（令和8年度～令和10年度。複数年度にわたる期間を通じた監査を考慮してご提案ください。）

- 3-1 監査実施の基本方針及び考え方（着眼点、重点項目）
- 3-2 監査実施手法（監査の種類（項目）、監査手順 等）
- 3-3 監査実施体制（監査チーム構成、監査従事予定者（国立大学法人・独立行政法人・私立大学等での監査経験、国立大学法人会計基準等検討会議、専門部会等への派遣実績を明記）、サポート体制）
- 3-4 監査計画（年間の予定監査項目及び実施日程、監査予定日数 等）
- 3-5 監査における助言・指導的機能に対する考え方
- 3-6 役員、監事、内部監査部門との連携（考え方、具体的対応）

#### (4) ワーク・ライフ・バランス等の推進

- 4-1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定
- 4-2 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定
- 4-3 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

※上記4-1～4-3の認定を取得している場合は、認定証（写）1部を提出してください。

#### (5) その他参考となる事項

- 5-1 品質管理体制、過去3年間に金融庁の処分等を受けたことがある場合はその内容
- 5-2 本件の内容についての問合せ先及び担当者
- 5-3 提出書類の中で守秘を要望される事項

### 【2】監査報酬見積書（令和8年度～令和10年度、各年度作成）

- 1 執務予定日数（延べ人数も記載）
- 2 見積額及びその算定内訳（旅費等の必要経費含む。）
- 3 監査日数等に大幅な変更が生じた場合の処理方法について

※監査報酬見積書については、令和8年度から令和10年度までの3年間の平均額をもって評価いたします。ただし、毎年度の契約に当たっては、応募時（本提案）に提出された費用を参考といたします。なお、令和9年度以降において、監査計画の大幅な見直し等により費用に変更が生じる場合は、当該年度の監査計画書（「募集公告」の「4 その他（2）」を参照）に詳細な理由を明記して提出してください。